

始良市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領

旧	新
1 目的 省略 2 試行対象 始良市建設部の工事で、令和8年4月1日以降執行伺い決裁分工事のうち、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する工事を対象とする。 ただし、営繕工事においては、小規模な工事及び借用スペース（敷地）の制限が大きい工事について、発注者側で「快適トイレ」試行対象工事としないことが出来るものとする。 3 快適トイレの仕様 快適トイレには以下の①～⑦の仕様がある。 始良市の試行する「快適トイレ」は、以下の「快適トイレに求める標準仕様」①～⑥、「快適トイレとして活用するために備える付属品」⑦～⑪の全てを満たすものとする。 なお、対象工事の現場で女性が働く場合は、男女別に設置するものとし、以下の「女性の活躍をサポートする取組の配慮事項」(1)～(4)によること。 【快適トイレに求める標準仕様】 【必須】 ① 洋式便座	改定 令和8年6月17日 1 目的 省略 2 試行対象 始良市建設部の工事で、令和8年7月1日以降執行伺い決裁分工事のうち、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する工事を対象とする。 ただし、営繕工事においては、小規模な工事及び借用スペース（敷地）の制限が大きい工事について、発注者側で「快適トイレ」試行対象工事としないことが出来るものとする。 3 快適トイレの仕様 快適トイレには以下の①～⑦の仕様がある。 始良市の試行する「快適トイレ」は、以下の「快適トイレに求める標準仕様」①～⑥、「快適トイレとして活用するために備える付属品」⑦～⑪の全てを満たすものとする。 なお、対象工事の現場で女性が働く場合は、男女別に設置するものとし、以下の「女性の活躍をサポートする取組の配慮事項」(1)～(5)によること。 【快適トイレに求める標準仕様】 【必須】 ① 洋式（洋風）便座 和式便座の上に簡易な洋式便座を被せて洋式とする方法は原則認めない。

②～⑪は省略 【推奨する仕様、付属品】（より快適となるもので実施は任意） ⑫ 室内寸法 900 × 900 mm以上（半畳程度以上） ⑬～⑰は省略 【女性の活躍をサポートする取組の配慮事項】 (1)～(4)は省略 4 試行の流れ 【発注時】 (1) 発注者は、「快適トイレ」設置試行対象工事であることを特記仕様書（案）を参考に特記仕様書に明示して設計図書に添付する。 (2)～(9)は省略 5 費用の計上 (1) 省略 (2) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1 を計上するものとし、男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。 (102,000 円／2基・月が上限) ※1 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から従来品相当額10,000 円／基・月を除いた額。 (3) 計上する費用は、「積算上の差額」と「51,000 円／基・月」を比較して安い方とする。 (4) 男女別トイレが一体型となっている場合には、男女の入口が別になっている場合に限り、1ハウスで102,000 円／基・月上限まで	②～⑪は省略 【推奨する仕様、付属品】（より快適となるもので実施は任意） ⑫ 室内寸法 900 × 900 mm以上（面積ではない） ⑬～⑰は省略 【女性の活躍をサポートする取組の配慮事項】 (1)～(4)は省略 (5) 性別の徹底 混雑時を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。 4 試行の流れ 【発注時】 (1) 発注者は、「快適トイレ」設置試行対象工事であることを特記仕様書（案）を参考に特記仕様書に明示して設計図書に添付する。 (2)～(9)は省略 5 費用の計上 (1) 省略 (2) 快適トイレの費用は、57,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※1 を計上するものとし、計上基数は、現場毎に必要性を協議のうえ決定する。 （102,000 円／2基・月が上限） ※1 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から従来品相当額10,000 円／基・月を除いた額。 (3) 計上する費用は、「積算上の差額」と「57,000 円／基・月」を比較して安い方とする。 (4) 運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。
---	---

計上可能とする。 (5) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用は、計上しない。 (6) 積算上限額を超える費用と「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用について、受注者は現場環境改善費（率分）の対象とすることができる。 【具体的な費用計上例】 ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合（積算上の差額 60,000 円） 積算で計上する費用：51,000 円／基・月 ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合（積算上の差額 30,000 円） 積算で計上する費用：30,000 円／基・月 ③ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 100,000 円／2 基・月の場合（積算上の差額 80,000 円） 積算で計上する費用：80,000 円／2 基・月	(5) 男女別トイレが一体型となっているハウス型等の場合には、男女の入口が別になっている場合に限り、入り口別に 57,000 円／基・月上限まで計上可能とする。 (5) 「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用は、計上しない。 (6) 積算上限額を超える費用と「快適トイレとして活用するために備える付属品」の費用について、受注者は現場環境改善費（率分）の対象とすることができる。 【具体的な費用計上例】 ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合 （積算上の差額：70,000 円－10,000 円＝60,000 円） 積算で計上する費用：57,000 円／基・月 ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合 （積算上の差額：40,000 円－10,000 円＝30,000 円） 積算で計上する費用：30,000 円／基・月 ③ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス（入り口別、2 箇所）100,000 円／2基・月の場合 （積算上の差額：100,000 円－10,000 円×入り口 2 箇所＝80,000 円） 積算で計上する費用：80,000 円／2基・月
--	--

④ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス 200,000 円／2 基・月の場合（積算上の差額 180,000 円） 積算で計上する費用：102,000 円／2 基・月 特記仕様書（案） 〇〇条 本工事は、始良市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 快適トイレを設置する場合は、『始良市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお、試行要試行要領は始良市ホームページから取得できる。	④ 実際に導入した快適トイレ費用 男女別一体型ハウス（入り口別、2 箇所） 200,000 円／2基・月の場合 （積算上の差額：200,000 円－10,000 円×入り口 2 箇所＝180,000 円） 積算で計上する費用：57,000 円／基・月×入り口 2 箇所＝114,000 円 特記仕様書（案） 〇〇条 本工事は、始良市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 快適トイレを設置する場合は、『始良市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお、試行要試行要領は始良市ホームページから取得できる。
--	--